

# 郵便申請による戸籍謄抄本などの証明請求書

下記のものを送付していただきますよう請求します。

令和 年 月 日

## (1) どなたのものが必要ですか

必要な人の氏名	(明・大・昭・平・令 年 月 日生)		
本籍 (住民票の場合は住所)	香住 香美町 村岡 区 小代 ※番地まですべて記入がないと発行できません	番地	筆頭者 (戸籍の最初に 書いてある人) ※ 住民票の場合は不要

## (2) どのような証明が必要ですか

証明の種類		手数料	通数	備考(指定がある場合は記入してください)
戸籍	謄本(全部事項)	450円	通	□ ( )の記載のあるもの 例) 婚姻日・死亡日 など □ 出生から死亡まで連続した戸籍 各 通ずつ ※ それぞれの方で手数料が異なります。事前にご確認ください。
	抄本(個人事項)	450円	通	
除籍・改製原戸籍謄本		750円	通	
身分証明書		300円	通	※ 本人以外からの請求は委任状が必要です。
独身証明書		300円	通	※ 本人からのみ請求できます。
その他( )			通	
附票	世帯全員	300円	通	・ 本籍・筆頭者の表示(必要・不要) ※チェックの無いときは省略 ・ 必要な住所をご記入ください 【 】
	個人のみ	300円	通	
住民票	世帯全員	300円	通	・ 世帯主名・続柄の表示(必要・不要) ・ 本籍・筆頭者の表示(必要・不要) ※チェックの無いときはすべて省略
	個人のみ	300円	通	

## (3) 何に使用しますか(チェックまたは記入してください)

<input type="checkbox"/> 相続	<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> 戸籍届出	<input type="checkbox"/> 年金請求	<input type="checkbox"/> その他( )
-----------------------------	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	---------------------------------

※最近2週間以内に戸籍の届出をされた方はその旨ご記入ください。

月 日に( )市区町村へ[出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・その他( )]の届出をしました。

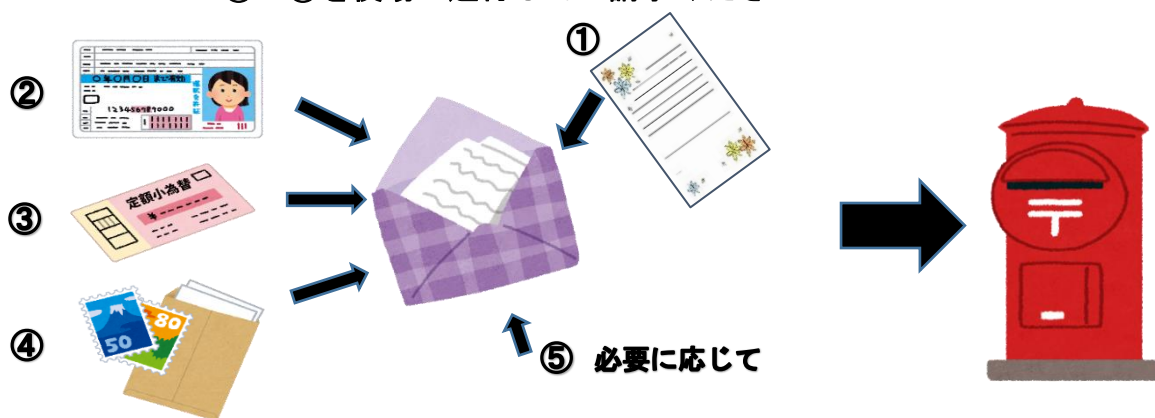
## (4) 請求者・送付先 ※証明書は原則、請求者の住民登録地への送付となります。

住所	(〒 - )
氏名	(大・昭・平 年 月 日生)
必要な方との続柄	本人・配偶者・子・孫・父母・祖父母・その他( )
日中の連絡先 (電話番号)	( 自宅・携帯・勤務先 )
同封書類	<input type="checkbox"/> 本人確認書類( ) <input type="checkbox"/> 手数料 円分 <input type="checkbox"/> 返信用封筒 ※請求内容によって、続柄の分かる書類や請求理由を証明するものの添付が必要になります。
連絡事項など	

《偽りその他不正の手段によって交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。(戸法第133条・住基法第46条)》

戸(除)籍謄抄本、附票、身分証明等は本籍地で、住民票の写しは住民登録地で発行します。

①～④を役場に送付してご請求ください



### ① 請求書

裏面の『郵便申請による戸籍謄抄本等の証明の請求書』に記入してください。  
※昼間の連絡先（電話番号）は必ず記入してください。

### ② 本人確認資料

請求者ご本人様の、マイナンバーカード(顔写真付)・運転免許証・住民基本台帳カード(顔写真付)・健康保険証・パスポート等の氏名・住所・生年月日・有効期限が確認できるようにコピーしてください。

戸籍の附票、住民票の写しを請求する場合、官公署発行の顔写真付の証明書のない方は、健康保険証や市区町村発行の各種受給者証等のコピーが2つ必要です。

### ③ 手数料(定額小為替) ※切手や収入印紙は使えません

定額小為替は、郵便局で購入できます。おつりの出ないようにご用意ください。  
手数料は、市町村によって異なりますので、事前にお問い合わせください。

### ④ 返信用の封筒

返送先の住所、氏名を記入し、郵便切手を貼ってください。

戸籍の証明の場合、返送先は、請求者の住民登録地(住民票の住所)です。

書留・速達等の場合は、封筒に朱書きし、不足のないよう料金を貼付けてください。

### ⑤ その他

#### <「委任状」が必要な場合>

- ・戸籍の証明を本人・配偶者・直系(祖父母・父母・子・孫)以外の方が請求する場合
- ・身分証明書を本人以外の方が請求する場合
- ・住民票の写し等を本人又は同一世帯以外の方が請求する場合

#### <「請求者と対象者との関係を証明するもの(戸籍謄本のコピー)」が必要な場合>

- ・証明書を発行する役所で関係を確認することができない場合

\* 郵送申請は、配達の日数と役所の処理日数が必要です。日にちに余裕をもって申請してください \*

香美町へ請求される場合は下の枠内の宛先をお願いします。

〒669-6592  
兵庫県美方郡香美町香住区香住870番地の1  
香美町役場 町民課戸籍年金係 宛